

## 共済制度への加入

### 加入の資格は

旭川市内の中小企業の事業所に勤務する15歳以上の健康な方(現在入院していない方)であれば、どなたでも加入の資格があります。

原則は、事業所単位でお申し込みください。

事業主、従業員、通年雇用のパートの方なども含まれます。

### 加入の方法は

所定の入会申込書及び会員カードに必要事項を記入のうえ、共済センター事務局にお申し込みください。

### 会費は

会費の納入は、前納制で翌月の会員分を毎月25日まで指定金融機関に振込んでいただくか、共済センター事務局に直接納入してください。

(3ヶ月、6ヶ月、1年払いもできます。)

### 会員の資格発生は

入会を申し込まれた翌月の1日から会員としての効力が発生し、共済給付、その他会員としての資格が得られます。

### 給付金の請求と支払い方法は

共済事由が発生した後、所定の請求書に必要事項を記入し事業所の印を押印して申請してください。

支払いは口座振込または共済センター事務局で直接支払いのいずれもできます。

詳しいことは、共済センターホームページ(旭川市勤労者共済センターで検索)又は事務局にお尋ね(電話23-9997)してください。

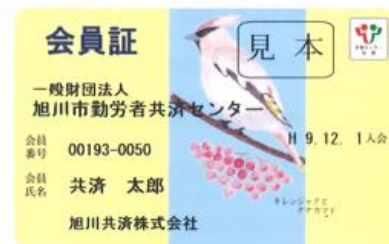
### 加入する前にお読みください

次のような場合、給付金を支払えないこと(利用も制限されること)がありますので、ご注意ください。

- 1.会費が未納のとき
- 2.共済事由が発生した日から給付の請求が1年間を経過したとき
- 3.故意または重大な過失によるとき
- 4.請求書類を偽造または変造したとき

### 会員証について

入会しますと会員証をお渡しいたします。会員証は利用申請や協定店等割引で利用しますので、常時携帯するようにおすすめします。



### ご入会をお待ちしています

(この制度についてのお問い合わせは)

一般財団法人 旭川勤労者共済センターへ

(事務局)〒070-0035 旭川市5条通10丁目 旭川市五条庁舎2階

☎23-9997

Eメールアドレス info@a-kyousai.or.jp

UD FONT ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。 2020.7.2.000

(一財)旭川市勤労者共済センター

## 加入の おすすめ



皆様の事業所(会社)の  
福利厚生を充実しませんか?



手をつなぎ広げようみんなの共済